**令和３年度より**

**浄化槽設置に関わる改正がありました**

**変更点は次の２つです**

**１．静岡県内の戸建住宅に設ける浄化槽の人槽算定基準が変わりました**

旧）　延べ面積（㎡）≦１３０㎡⇒５人槽

１３０㎡＜延べ面積（㎡）⇒７人槽

　　　　　　　　　⇩

**新）　延べ面積（㎡）≦１４５㎡⇒５人槽**

**１４５㎡＜延べ面積（㎡）⇒７人槽**

新基準は、令和３年4月１日以降に工事着手するものに適用する

**※１４５㎡以下の住宅に７人槽を設けることを妨げるものではなく、実情に応じ、適切な規模の浄化槽を選定すること**

**２．****浄化槽基礎における既製コンクリート盤の使用が可能となりました**

静岡県では、「ＦＲＰ製浄化槽を設置する場合は、下部地盤と一体となった鉄筋入りの水平な現場打コンクリート基礎を設置することとし、既製コンクリート盤の使用は原則認めない」こととして運用しておりました。

しかし、既製コンクリート盤による施工が全国的に普及してきたことから、令和3年4月１日以降に工事着手する浄化槽設置について使用が可能となります。

**※既製コンクリート盤を使用する場合は、静岡県浄化槽協会の認定シールが貼られた商品を使用してください**

**また、補助金交付申請の際に、使用する既製コンクリート盤の仕様書を添付してください**